4　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二　監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ　除外事項及び当該除外事項が監査の対象となつた財務諸表等に与えている影響

ロ　実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項

四　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となつた財務諸表等が不適正である理由

5　第一項第一号ニに掲げる監査上の主要な検討事項（監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となつた事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所

二　監査上の主要な検討事項の内容

三　監査上の主要な検討事項であると決定した理由

四　監査上の主要な検討事項に対する監査における対応

6　第一項第一号ホに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

7　第一項第一号ヘに掲げる経営者及び監査役等の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　経営者の責任　次に掲げる事項

イ　財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続企業の前提（財務諸表等規則第八条の二十七（連結財務諸表規則第十五条の二十二において準用する場合を含む。）に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　監査役等の責任　財務報告（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）第二条第一号に規定する財務報告をいう。）に係る過程を監視する責任があること。

8　第一項第一号トに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

［項を加える。］

［項を加える。］

7　第一項第一号ホに掲げる事項は、財務諸表等規則第八条の二十七又は連結財務諸表規則第十五条の二十二の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］